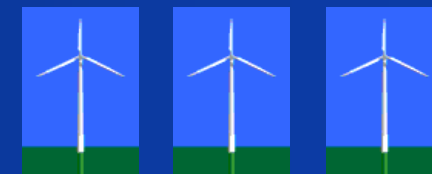


内閣府  
再生可能エネルギー等に関する規制等の  
総点検タスクフォース（第6回）



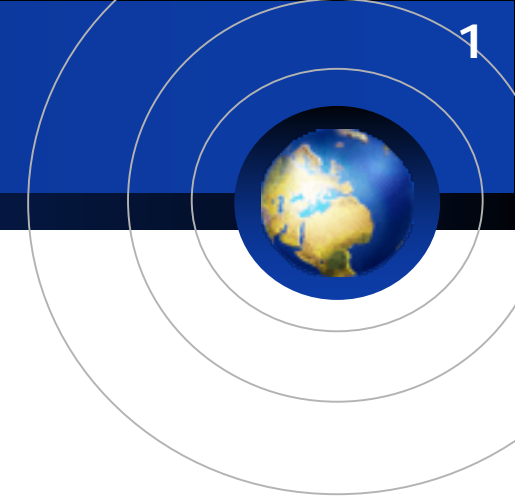
# 風力発電主力電源化の実現に向けた 林野規制上の課題解決について



2021年3月23日

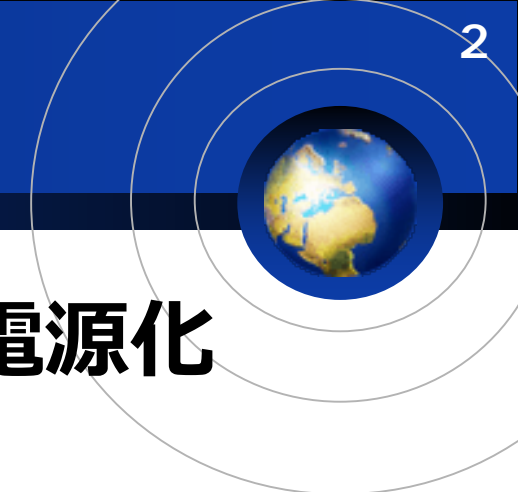
一般社団法人 日本風力発電協会

<http://jwpa.jp>



- **I. 陸上風力発電のポテンシャル**
- **II. 風力発電事業と森林・林業との共存・共生**
- **III. 林野規制上の課題について**
- **IV. 導入拡大のための要望事項**
- **V. おわりに**

# I. 陸上風力発電のポテンシャル

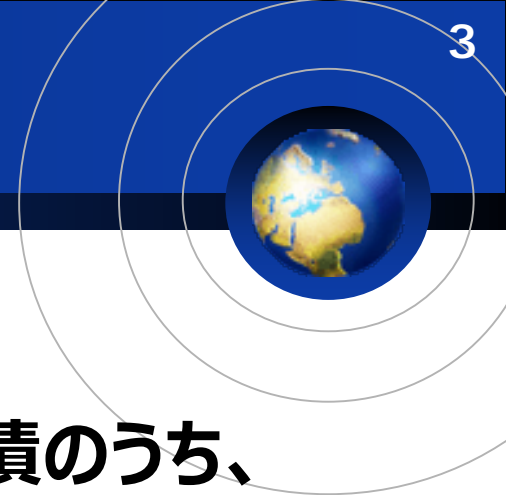


- 風力エネルギー普及拡大⇒風力発電主力電源化
- 陸上風力発電事業のポテンシャル（1）
  - 開発可能な土地面積は 47,915 km<sup>2</sup>
  - 単位面積あたりの設備容量を 10MW / km<sup>2</sup> と仮定

風力発電用地	主な立地制約	導入容量（重複考慮後）
農地	農地転用・農振除外	5,430MW (3,770MW)
森林	林地（保安林）	212,930MW (136,170MW)
緑の回廊	緑の回廊	16,720MW (5,520MW)
自然公園	自然環境保全地域	80,930MW (23,910MW)

出典：JWPA『コスト競争力強化TF報告書』（2019年1月）より抜粋・編集

# I. 陸上風力発電のポテンシャル



## ■ 陸上風力発電事業のポテンシャル（2）

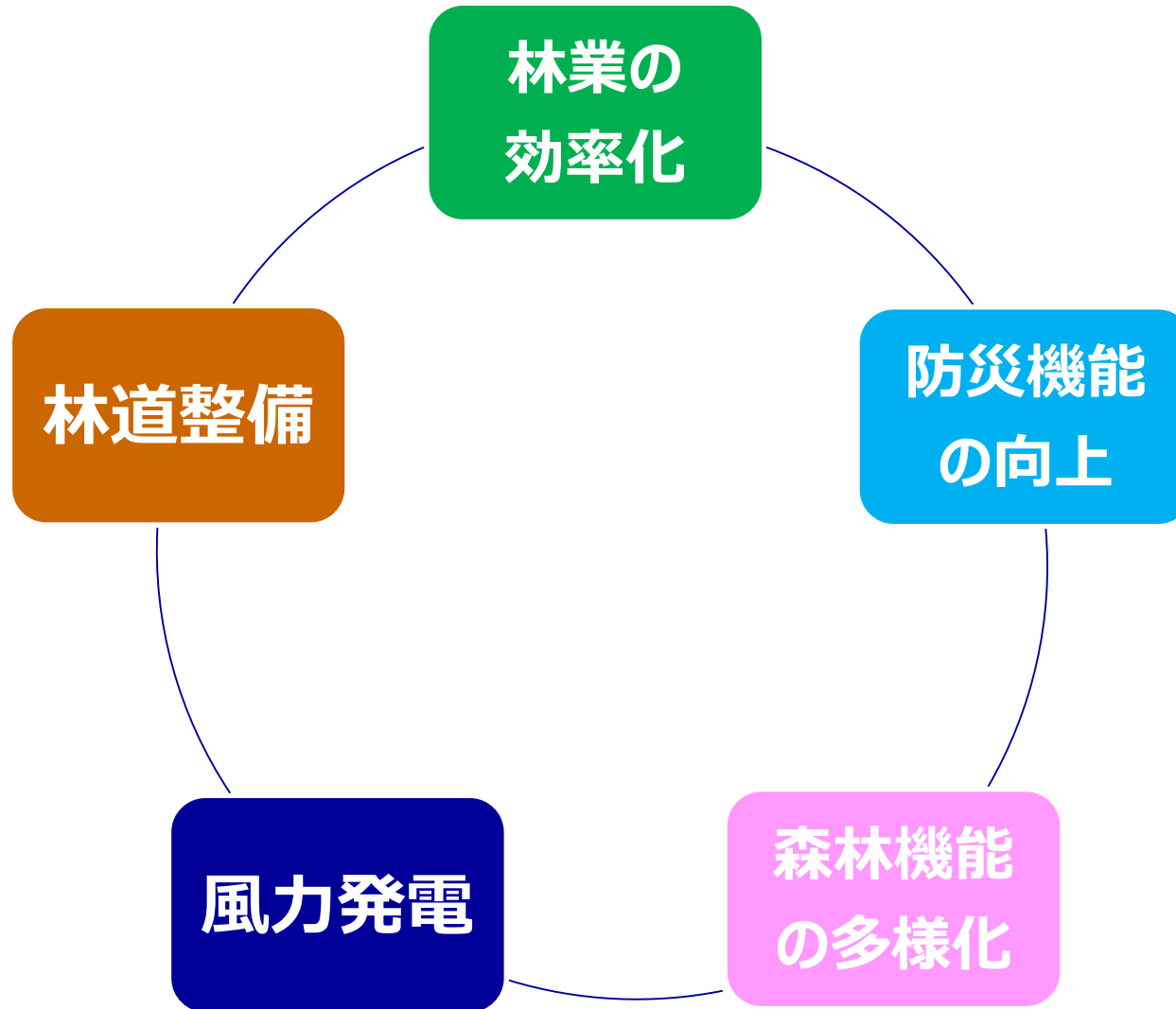
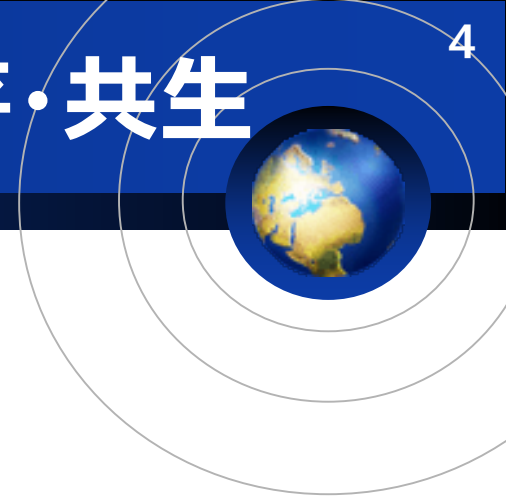
- 最新の調査結果によれば、開発可能な土地面積のうち、保安林エリアは 21,293 km<sup>2</sup> ⇒ 30,549 km<sup>2</sup>

- FIT認定取得済且つ3年ルール適用の風力発電事業

開発中の風力発電事業	予定開発容量
国有林エリア内	2,814 MW
保安林エリア内	1,993 MW

出所：JWPA会員企業からのヒアリング（2021年3月）結果を集計したもの

# Ⅱ. 風力発電事業と森林・林業との共存・共生

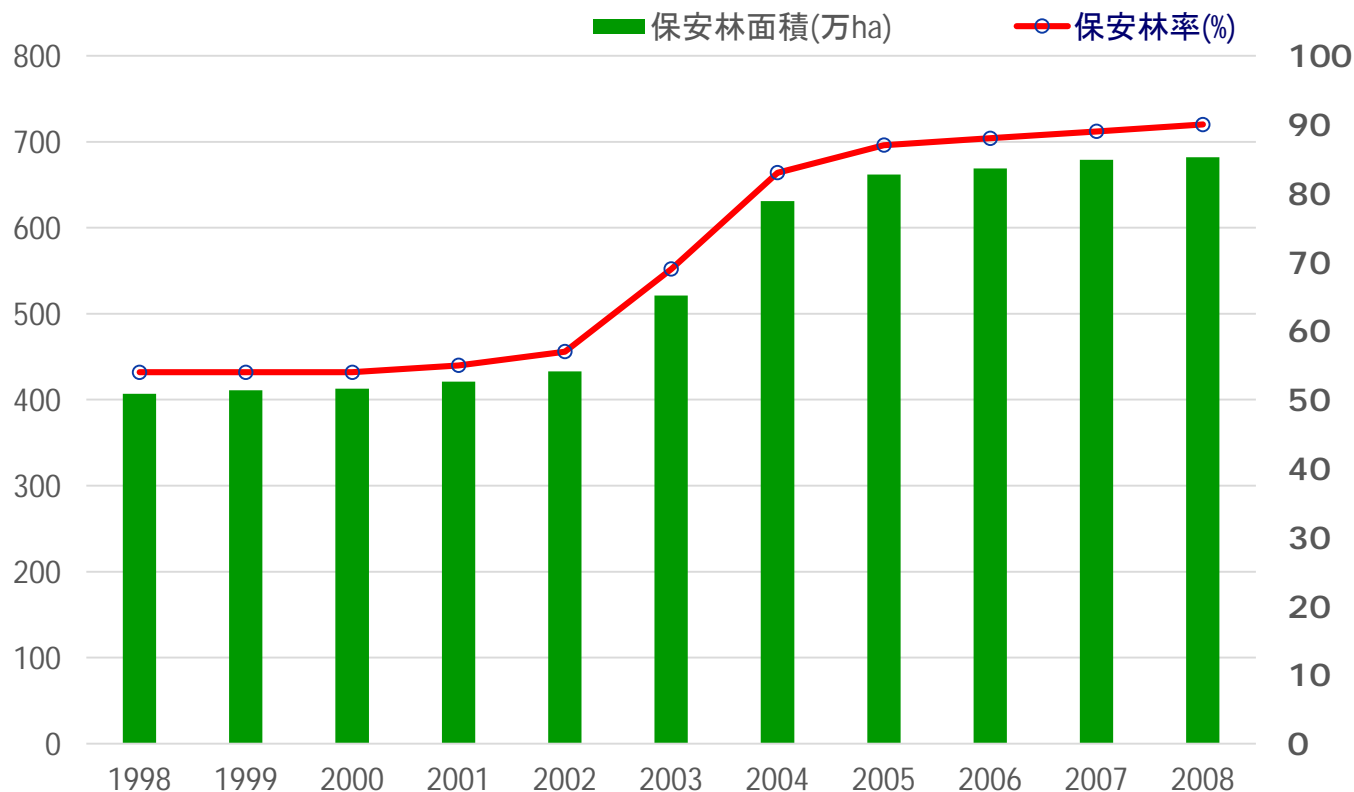




## 国有林野における保安林面積の推移

国有林野における保安林面積の推移

- (1) 国有林野事業の一般会計化
- (2) 新たな森林管理システム



出所：国有林野事業統計（林野庁HP公表情報）を基にJWPA作成



## 森林エリア内における風力発電事業の導入事例

風力発電所用道路を  
利用して、  
森林施業が可能

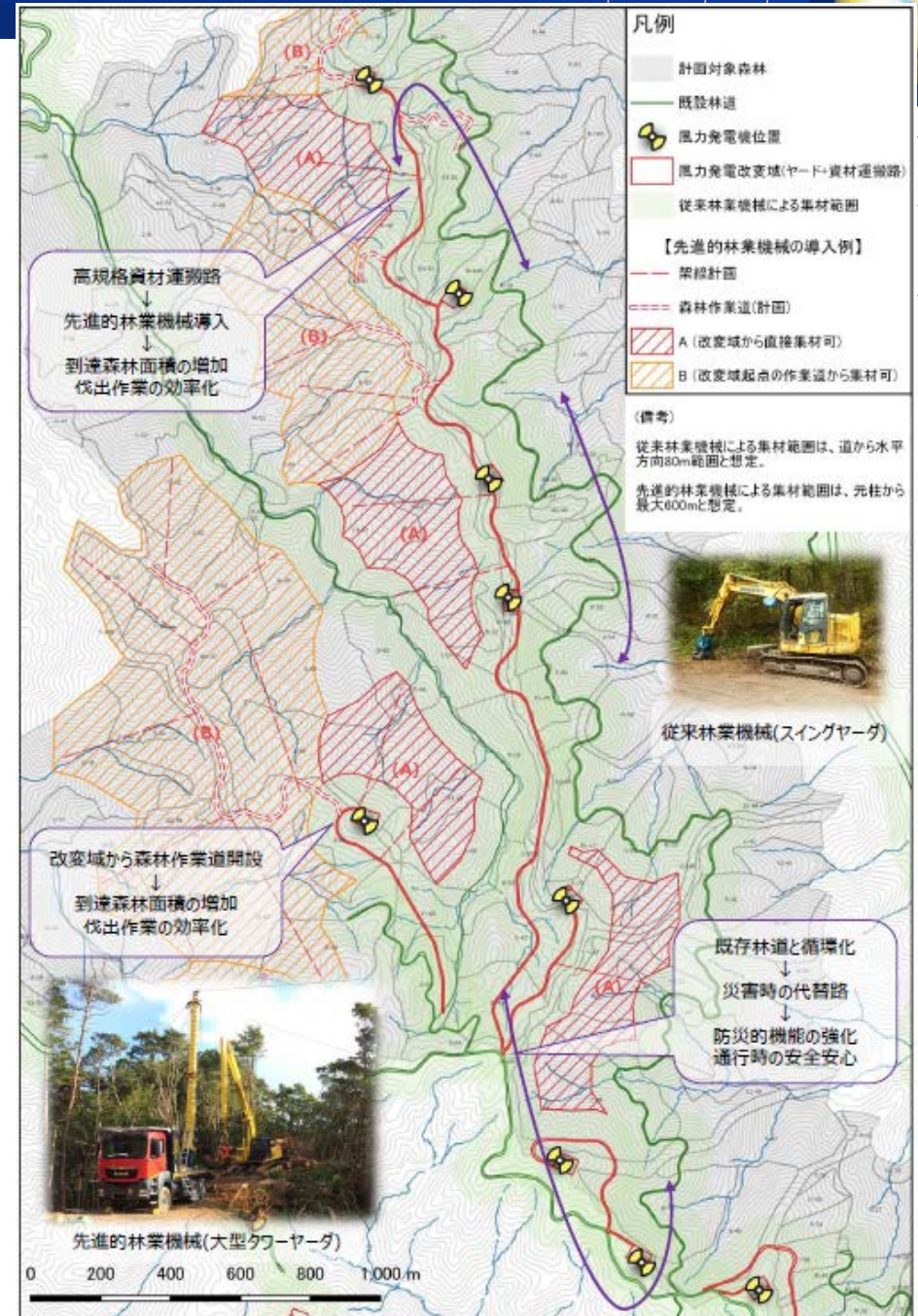


出典：JWPA『コスト競争力強化TF報告書』（2019年1月）より抜粋



# II. 風力発電事業と森林・林業との共存・共生

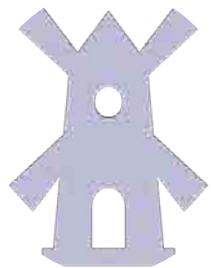
- (1) 林道の整備による森林施業の効率化
- (2) 森林の防災機能の向上
- (3) 森林資源の活用の多様化
- (4) 林業の成長産業化



風力発電施設と森林(保安林)・林業の共存・共生を目指して

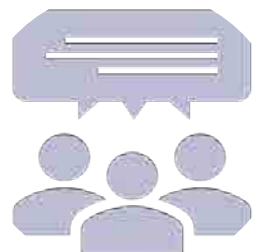


# Ⅲ. 林野規制上の課題について



## 森林における風力発電事業適地

- 尾根沿い、アクセス難度高



## 森林法上の手続及び林野規制

- 煩雑さ、長期化



## 山林における権利関係

- 公図・林班図不整合、官民境界未確定

手続迅速化、要件緩和、情報整理・開示等が重要！

# Ⅲ. 林野規制上の課題について

- 森林内の尾根線付近への計画が増加傾向にあり、森林法、国有林野関係法令等  
 手続に伴う協議先行政機関が多岐に跨ってしまうことが多く、手続が複雑化・長期化。

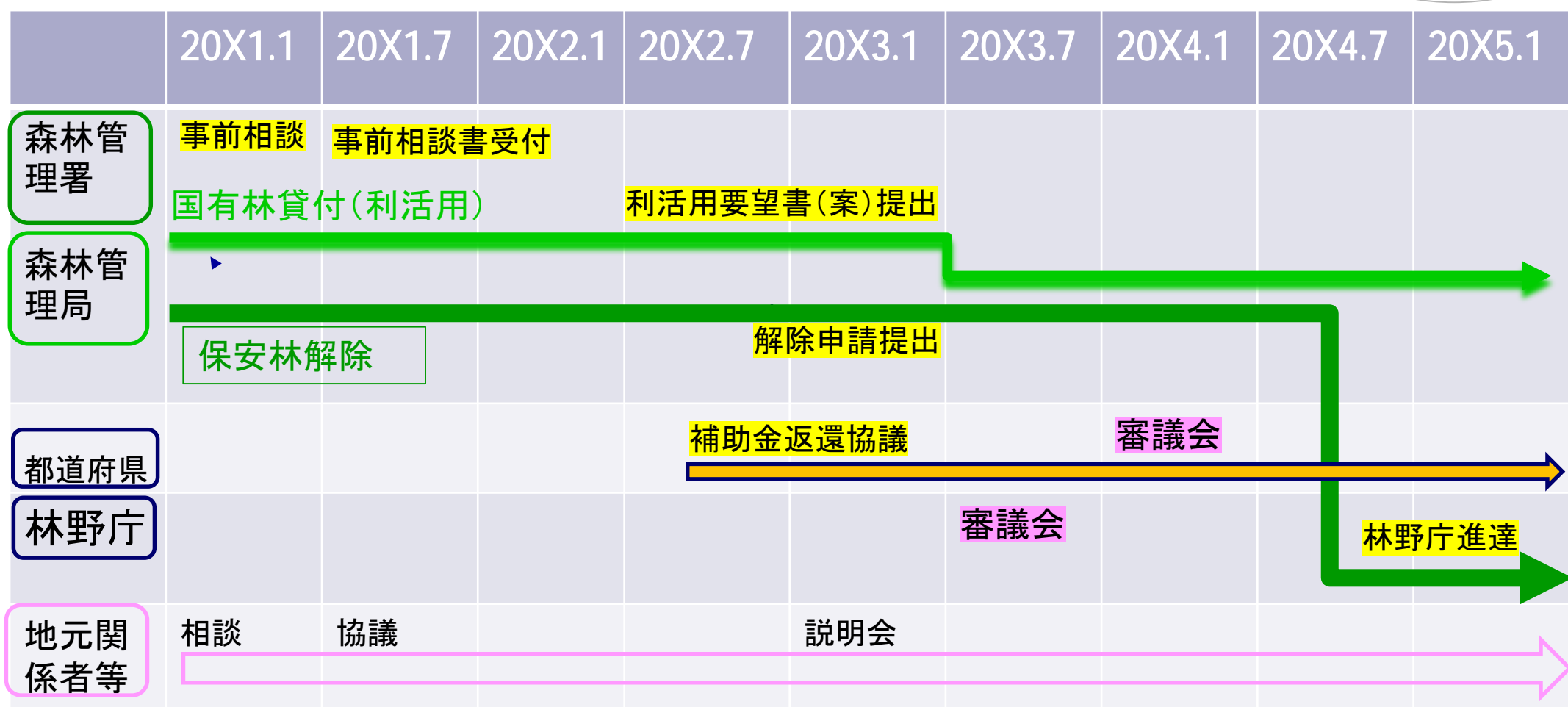
## (ご参考) 許認可手続ごとの関係行政機関一覧



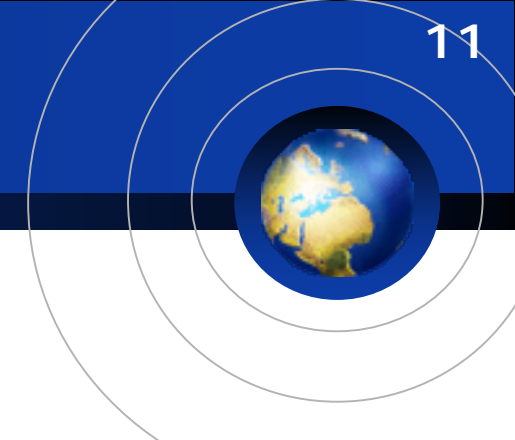
# Ⅲ. 林野規制上の課題について



## 手続の長期化シナリオ



# IV. 導入拡大のための要望事項

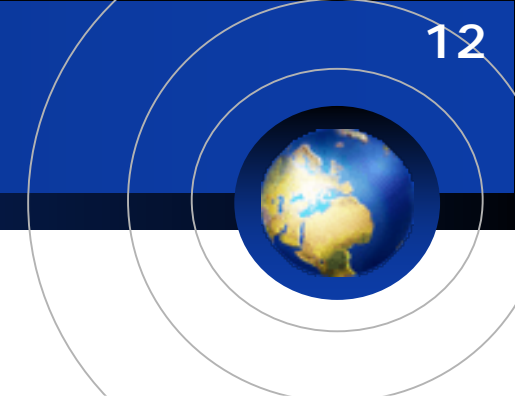


## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（1）

### 国有林・森林法（保安林解除・作業許可及び林地開発）手続の迅速化①

- 国有林・森林法（保安林解除・作業許可及び林地開発）手続における横断的な事務局・窓口等を設置していただきたい。
- 立地地点が森林内の尾根線付近（国有林・民有林・県や行政管轄境界等）への計画が増えており、森林法（林地開発、保安林作業許可・解除等）、国有林野関係法令手続に伴う協議が複雑化・長期化している。要因としては、これらの手続に関わる管轄審査当局がそれぞれ異なっており（スライドp.9参照）、合同協議・審査の枠組を構築していただくだけで、事業者は相当な時間と労力を要している。保安林区分により都道府県または国と協議することとなり、森林管理署・局から同意が得られた後に、都道府県からの指摘で申請内容を修正することもあり、手戻りが発生し、結果として標準の手続き期間を超過してしまう状況にある。その後、仮に関係当局集めた統一協議の枠組みが構築されたとしても、その会議自体の日程調整がなかなか取れない。次の協議まで2～3か月待たされるなど、半年1年すぐに経ってしまう。またこれら相談・協議は環境アセスメント手続と併行で扱ってもらえないケース（準備書、評価書手続が進まないと話聞いてもらえない等）がある。

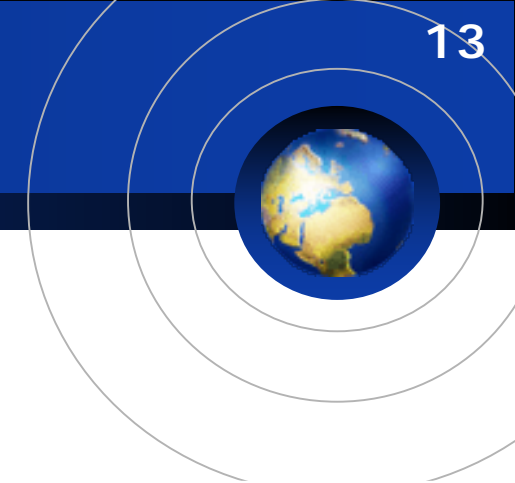
# IV. 導入拡大のための要望事項



## 国有林・森林法（保安林解除・作業許可及び林地開発） 手続の迅速化②

- 保安林解除申請書の簡素化、添付資料の簡素化及び標準化、申請書受理までの時間を短縮していただきたい。
- 「利活用要望書手続き」協議の初期の段階から、保安林解除の手続きも着手できるようにし、「国有林野等利活用の決定（＝利活用要望書手続きの完了）」と保安林解除が同時に取得できるようにしていただきたい（一連の国有林野内での貸付契約締結と保安林解除手続きの所管は、それぞれ林野庁になるため、これら手続を同時並行で進めていくことで、1年の短縮化が可能と思料）。
- 環境アセスメント手続の「準備書」届出段階の図書をもって「都道府県森林審議会」、「国有林野管理審議会での利活用の内定」審査を行っていただきたい（林地開発、保安林内作業許可または解除及び利活用決定は「準備書」大臣勧告を要件とすることを想定）。
- 環境アセスメント手続の「準備書」届出段階の図書にて諮問する「都道府県森林審議会」、「国有林野管理審議会での利活用の内定」を前項理由により、林地開発、民有林・国有林保安林解除にあたっての申請の具備要件としていただきたい。

# IV. 導入拡大のための要望事項



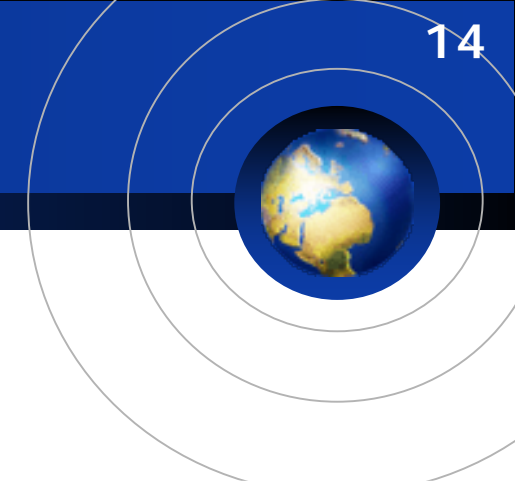
## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（2）

### 風力発電所建設用アクセス道路について「公益上の理由による」保安林解除

- 風力発電所建設に必要なアクセス道路を保安林解除する際、アクセス道路については「指定事由の消滅による解除」ではなく「公益上の理由による解除（別表にて国等以外の者が実施する事業に追加）」としていただくと共に、その相当面積については代替保安林等の代替措置を求めないこととしていただきたい。



# IV. 導入拡大のための要望事項

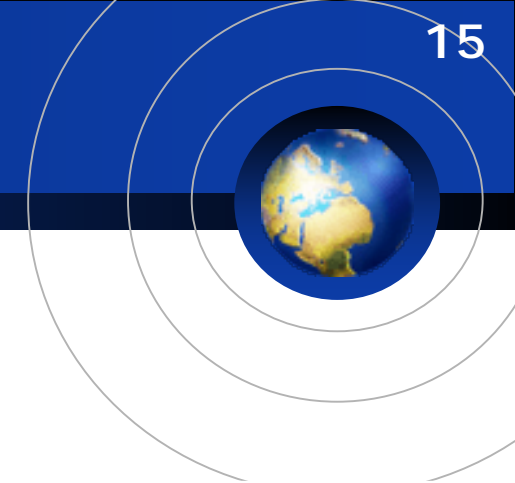


## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（3）

### 国及び都道府県の環境林整備等の補助事業地に係る情報の整理及び開示

- 補助事業地の対象地が、マップでの管理がなされていない場合があり、且つマップ化されていたとしても開示が行われない場合がある。そのため、一筆ずつの照会をかける必要があり、確認に多くの時間を要する。また、補助事業地として設定されていても、一筆全てが施業されているわけではなく、一部のみが施業であった場合は、転用・使用が可能となるケースがある。しかし、施業の実態が管理されていない場合、現地調査により判断する必要があり、きわめて時間がかかることとなる。
- 以上より、国及び都道府県の環境林整備等の補助事業地に係る情報を早期に整理し、求めに応じて開示していただきたい。なお、情報管理と合理化（行政負担減）の観点から、当該情報の整理及び開示に際してはシステム化を志向することが望ましいと思料。

# IV. 導入拡大のための要望事項

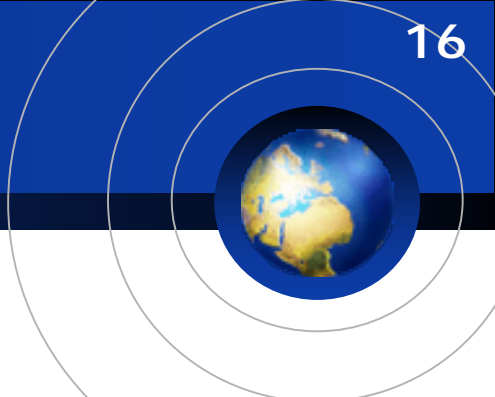


## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（４）

### FIT認定から3年以内の土地貸付契約締結に係る猶予・免除

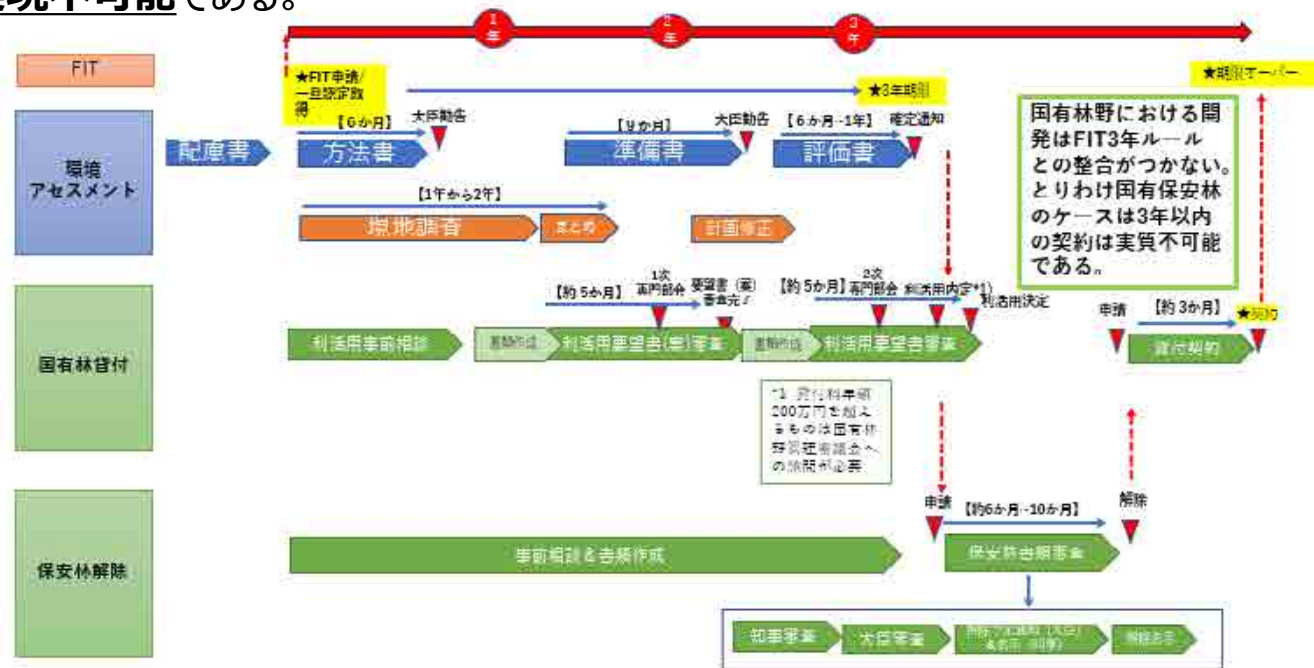
- 森林管理局から提示された、国有林利活用及び保安林解除の標準期間と国有林利活用申請が受理されるまでの環境アセスメント手続期間を合計すると、**3年以内の土地貸付契約は実質不可能**であると考えられるため、発電設備の設置場所に係る書類（土地貸付契約を含む）の提出がない場合、「認定を取り消す可能性がある」の記載については、国有林利活用許可及び保安林手続きを要する案件の場合は、(i)協議状況を示す書類(\*)を提出することにより取り消しを猶予する、若しくは、(ii)一律で一定期間の猶予を設ける、等の仕組みを導入していただきたい。（\*「貸付契約前提の事前協議が進んでいることを当該管理署に証明いただく書類等の提出」等。）
- 例えば、工事計画届時において、最終的な貸付契約書の締結を産業保安監督部によって確認する等の運用により、国有林野内での事業者による不当な開発行為は防止出来ると思料。

# IV. 導入拡大のための要望事項



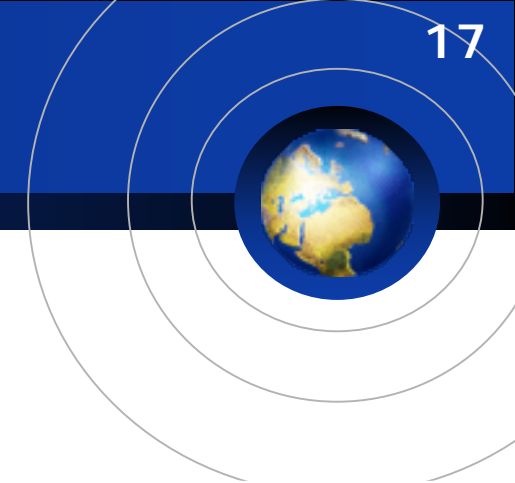
## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（4）

国有保安林野の土地貸付契約の見通しが立った段階でのFIT認定の取得では、その後の開発活動を賄う資金調達に必要な事業予見性を担保出来ないことも鑑み、FIT認定は環境影響評価方法書に関する手続きを開始した段階で認定申請を受けるのが事業者目線では妥当である。そのような中で現在のプロセスを照合すると到底3年以内の貸付解約締結は実現不可能である。



- A事例(現時点での見通し/FIT認定申請時点での見通し)
  - 1.環境アセス調査+準備書完了 (1年6ヵ月/1年6ヵ月)
  - 2.国有林利活用本手続き (2年/9ヵ月)
  - 3.保安林解除 (1年/6ヵ月)
  - 4.貸付契約締結 (3ヵ月/3ヵ月)
 全体工程(4年9ヵ月/3年)

- B事例(現時点での見通し/FIT認定申請時点での見通し)
  - 1.環境アセス調査+準備書完了 (2年6ヵ月/1年6ヵ月)
  - 2.国有林利活用本手続き (2年/9ヵ月)
  - 3.保安林解除 (1年/6ヵ月)
  - 4.貸付契約締結 (3ヵ月/3ヵ月)
 全体工程(5年9ヵ月/3年)

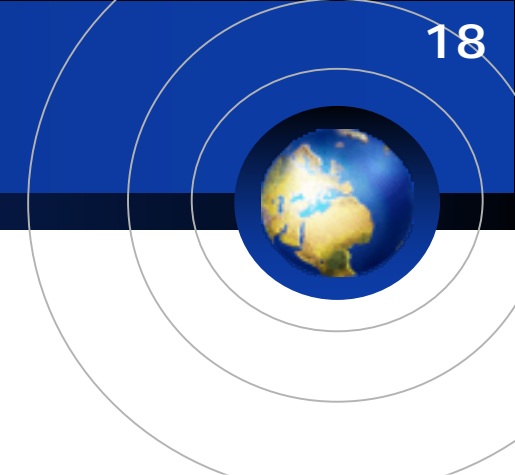


## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（5）

### 事業者変更に伴うFIT認定変更手続きの国有林野管理審議会承認後の運用

- 国有林の使用許可前において、事業者変更に伴うFIT認定変更手続きについては、利活用要望書提出後、国有林野管理審議会承認により、土地使用権原書面を取得したものとみなし、FIT認定の変更がなされる運用に変更願いたい。
- 例えば、親会社でFIT認定を取得後、子会社である発電事業会社を設立し事業を譲渡したものの、環境アセスメント手続きを含め開発期間が長期化し、資金調達に支障が出ている事例がある。その解決策として発電事業会社の株主募集があるが、候補先からはFIT認定の変更手続きを条件とされるケースが多い。

# IV. 導入拡大のための要望事項



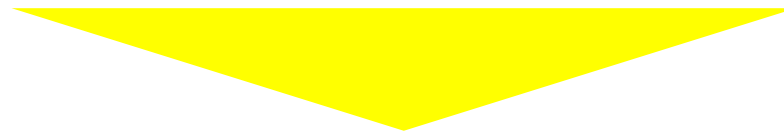
## 陸上風力発電の導入拡大のための要望事項（6）

### FIT事業計画認定の承継に伴う国有林使用許可の承継

- 国有林使用許可の取得後、FIT認定を譲渡する場合、FIT認定の承継には国有林使用許可が必要である一方、国有林野使用許可の承継にはFIT認定が必要であることから、事業の譲渡が円滑に進むよう調整して手続を変更して頂きたい。
- 国有林野の使用許可を受けて事業を実施する場合、発電事業者が事業を第三者に譲渡し（発電事業者に対する担保権の実行、ステップ・イン権利の行使により金融機関が主導して当該譲渡を行う場合を含む。なお、金融機関からは当該譲渡を可能とすることが求められるのが通例。）、それに伴い国有林野使用許可を第三者に承継しようとする場合、当該第三者が再エネ特措法に基づくFIT認定を有していることを国有林野使用許可の承継の条件とする運用がなされている。他方、風力発電事業者が国に対して事業者名の変更認定申請を行う場合、当該申請書には、添付書類として「土地の取得を証する書類等」の添付が要求されている。この場合、上記国有林野使用許可の承継に係る運用に従うと、発電事業者は変更認定申請を行う時点において、国有林野の使用権原を証する書類を提出することは困難であるため、本事業の第三者への譲渡が事実上制約されることとなる。



- 風力発電主力電源化の実現のために今、できること
- 森林・林業と風力発電事業は、共存・共生できること
- 保安林は、陸上風力発電の最大の導入ポテンシャルを有すること



**風力発電主力電源化の実現のため、林野規制の緩和を是非、お願い致します！**



## 主力電源化を目指すためにクリアすべき課題

第1回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（2020年12月1日）資料3-1 より抜粋、一部加筆

### 1. 系統制約の克服

- 現在の系統設備・運用では、北海道及び東北の好風況地域に存する風力発電ポテンシャルを活かせていない → 経済産業省は、送電線利用ルールの見直しや系統マスタープランの策定などを検討・審議中

### 2. 環境アセスの所要期間の長期化の解消

- 2012年10月に環境影響評価法対象事業となって8年が経過したが、未だに環境アセスに4～5年程度の期間と数億円のアセス費用を要しており、特に、長期化による事業者のリスク負担が増加
- 事業の見通しが不明確な段階で多額な費用を負担することは、風力発電事業者にとって非常に困難

### 3. その他の規制・制度の不断の見直しと緩和

- 農山漁村再エネ法と農振農用地の除外手続きが分離しているため、農地への風力発電の設置が進んでいない
- 指定当時の機能が大幅に喪失したと思われる現況の国有林野・保安林についての解除等手続きが難航・長期化しており、設置が進まない

### 4. 主力電源化のカギを握る洋上風力発電の大量導入

- 再エネ海域利用法の安定的な制度運用、計画的且つ継続的な新規案件の形成、産業競争力強化と事業環境整備のため、洋上風力官民協議会を軸に官民一体での継続的な取り組みが不可欠

**今般、再エネ規制等総点検タスクフォースにおかれては、風力発電における課題克服に向けて、是非ともお力添えをいただきたい。**